



熊本県公報

第 1 2 3 0 8 号

平成 26 年 4 月 18 日(金)

(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定の更新…………… (高齢者支援課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (森林保全課) 1
- 保安林の指定施業要件の変更に関する予定…………… (//) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (障がい者支援課) 2
- 指定障害児通所支援事業者の指定…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 保安林の指定に関する予定…………… (//) 3
- 保安林の指定の解除の予定…………… (//) 3
- 公 告**
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 4
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 4
- 電子計算機等の賃貸借に関する契約に係る相手方等の決定…………… (情報企画課) 4
- 電算処理業務委託契約に係る相手方等の決定…………… (//) 5
- 平成 26 年度熊本県調理師試験の実施…………… (健康づくり推進課) 5
- 住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワ
ークの監視及び保守業務委託契約者…………… (市町村行政課) 6
- 登 載 依 頼**
- 特定調達 (WTO) 案件の落札結果の公告…………… (警察本部運転免許課) 7
- 特定調達 (WTO) 案件の落札結果の公告…………… (熊本東警察署) 7
- 自動車任意保険契約に係る入札公告…………… (警察本部警務課) 8
- 正 誤**
- 平成 26 年 3 月 31 日熊本県訓令第 18 号 (熊本県消防関係
職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改
正する訓令) 中…………… (消防保安課) 10
- 平成 25 年 10 月 11 日熊本県告示第 919 号 (道路の区域
変更) 中…………… (道路保全課) 10

告 示

熊本県告示第 4 1 1 号

介護保険法 (平成 9 年法律第 123 号) 第 41 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 78 条の規定により公示する。

平成 26 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービスの種類
有限会社 田中商事	有限会社 田中商事	熊本県阿蘇市三久保 783 番地	平成 26 年 5 月 31 日	福祉用具貸与

熊本県告示第 4 1 2 号

森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法第 29 条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により告示する。

平成 26 年 4 月 18 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村 (国有林。次の図に示す部分に限る。)、阿蘇郡南阿蘇村 (次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

- (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南阿蘇村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第413号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定により次のように保安林の指定施業要件を変更する旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。
平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林の所在場所 熊本県阿蘇郡南阿蘇村（国有林。次の図に示す部分に限る。）、阿蘇郡南阿蘇村（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
南阿蘇村（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
 （「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部阿蘇地域振興局並びに南阿蘇村役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第414号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。
平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類
こども発育支援センターえるびあセカンド 菊池郡菊陽町大字原水5651-6	NPO法人チャイルドサポートきくち 菊池市西寺1766番地1 北村 榮一郎	平成26年4月10日	4352200127	指定放課後等デイサービス

熊本県告示第415号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定したので、同法第21条の5の24の規定により公示する。
平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	障害児通所支援の種類

くまもと学院・ 放課後クラブ 合志市須屋19 27-1白瀬ビ ル2階	合同会社くまもと教 育支援センター 合志市豊岡2000 番地613 砂岡 憲喜	平成26年 4月15日	4352900098	指定放課後 等デイス ビス
--	---	----------------	------------	---------------------

熊本県告示第416号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。
平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県菊池市旭志伊萩字旭水660番2、字次郎丸1043番、1047番1、字山ノ上1222番1、1224番、1225番1、1226番1
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字旭水660番2、字次郎丸1047番1・字山ノ上1222番1・1224番・1225番1・1226番1（以上5筆について次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県県北広域本部菊池地域振興局並びに菊池市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第417号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2の規定により告示する。
平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 天草郡苓北町都呂々字七嶋田2421番1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
字七嶋田2421番1（次の図に示す部分に限る。）
 - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
 - ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局並びに苓北町役場に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第418号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定により次の保安林の指定を解除する予定であるので、同法第30条の2第1項の規定により告示する。
平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 解除予定保安林の所在場所 天草市牛深町字上六田231番16
- 2 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由 指定理由の消滅

公 告

熊本県公告第219号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字原水字小平ノ上4652番188
346.88平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市東区長嶺南三丁目2番74-601号
佐々木 秀吉

熊本県公告第220号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第35条の2第1項の変更許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第35条の2第5項及び同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市栄字沖野2220番1
412.92平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
合志市幾久富1101番地合志中央団地B棟102号
本田 健

熊本県公告第221号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
菊池郡菊陽町大字久保田字久保田1539番1
465.41平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
合志市豊岡2012番地27
村井 美子

熊本県公告第222号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
合志市須屋字池ノ本107番1、同107番2、同107番3、同107番4及び同107番5
2,032.98平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
熊本市中央区帯山四丁目53番17号
井上 庸子

熊本県公告第223号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり落札者等について公告する。

平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
電子計算機組織及びプログラム・プロダクトの賃貸借 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年3月28日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社J E C C
東京都千代田区丸の内三丁目4番1号
- 5 契約金額
133,159,590円（うち消費税及び地方消費税の額9,863,670円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第224号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり落札者等を公告する。

平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 特定役務の名称及び数量
電算処理業務委託 35業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県企画振興部交通政策・情報局情報企画課
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年3月18日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
株式会社熊本計算センター
熊本市中央区水前寺一丁目7番26号
- 5 契約金額
71,150,400円（うち消費税及び地方消費税の額5,270,400円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第2号による。

熊本県公告第225号

調理師法（昭和33年法律第147号）第3条の2第1項の規定により平成26年度調理師試験を次のとおり実施するので、熊本県調理師法施行細則（昭和34年熊本県規則第8号）第9条の規定により公告する。

平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 試験期日
平成26年8月29日（金）
- 2 試験場所
学校法人東海大学 東海大学熊本校舎 熊本市東区渡鹿九丁目1番1号
- 3 試験科目及び時間
(1) 食文化概論、衛生法規、公衆衛生学、栄養学、食品学、食品衛生学及び調理理論
(2) 午後1時30分から午後3時30分まで
- 4 受験資格
(1) 学歴
学校教育法（昭和22年法律第26号）第57条に規定する者又は同法附則第3項に規定する者
(2) 調理実務経験
食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号、第14号若しくは第32号に掲げる営業（飲食店営業、魚介類販売業又はそうざい製造業）又は寄宿舎、学校、病院等の施設であって飲食物を調理して供与するもの（1回20食以上又は1日50食以上）において、週4日以上かつ1日6時間以上の勤務で、2年以上調理の業務に従事した者
- 5 受験手続
(1) 提出書類
次に掲げる書類を提出すること。ただし、平成23年度から平成25年度までの

- いずれかの熊本県調理師試験受験票を提出する場合は、イ及びウに掲げる書類の提出を省略できる。
- ア 受験願書 1部
 - イ 調理業務従事証明書 1部
 - ウ 学校教育法第57条に規定する者又は同法附則第3項に規定する者であることを証する書類
 - エ 写真（受験願書の提出前6月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの写真で、その裏面に氏名を記載したもの） 1枚
 - オ 戸籍抄本（提出前6月以内に交付されたもの） 1部
- 調理業務従事証明書、卒業証明書又は卒業証書の氏名（受験票を提出する者にあつては、当該受験票の氏名）と現在の氏名が異なる者に限る。
- (2) 受験願書の配付
平成26年5月15日（木）から平成26年6月20日（金）まで、熊本県の保健所、熊本市の保健所、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課等で配付する。ただし、土日祝祭日には、配付しない。
なお、郵送による配付を希望する者は、封筒の表に「調理師試験願書請求」と朱書し、宛て先を明記し、92円切手を貼った返信用封筒（縦23.5センチメートル、横12センチメートル）を同封のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号）に請求すること。
- (3) 受験願書等受付期間
平成26年6月16日（月）から平成26年6月20日（金）までとし、受付時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）は、平成26年6月20日（金）までの消印のあるもの限り受け付ける。
- (4) 受験願書等提出先
受験願書は、次の場所に持参すること。ただし、郵送による受験の申込み（県外居住者の申込みに限る。）をするときには、必ず書留郵便とし、封筒の表に「調理師試験願書在中」と朱書のうえ、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課に送付すること。
ア 熊本市居住者にあつては、熊本市の保健所
イ 熊本市以外の県内居住者にあつては、熊本県の保健所
ウ 県外の居住者にあつては、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課
- (5) 受験手数料
6,200円の熊本県収入証紙（郵送による申込みの場合は、6,200円分の普通為替又は定額小為替）
受験願書を受理した後の受験手数料は、返還しない。
- 6 受験票の交付
受験票は、受験願書を審査した後、受験者に郵送により交付する。
- 7 合格基準
原則として、全科目の合計得点が満点の6割以上であり、かつ、各科目の得点が科目ごとの平均点の2割以上であること。
- 8 合格発表
合格者は、平成26年9月19日（金）午前10時に熊本県庁本館1階ロビー、各保健所及び熊本県ホームページにおいて、その受験番号を掲示して発表する。
なお、合格者には、合格証書を郵送により交付する。
- 9 その他
(1) 受験手続等に関する問合せは、最寄りの保健所又は熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課（電話096-333-2252）に行くこと。
(2) 熊本県個人情報保護条例第22条の規定に基づく簡易開示制度により、試験結果の総合得点及び科目別得点を受験者のうち希望する者に開示するものとする。
なお、開示期間は、合格発表の日から1か月以内とし、開示場所は、熊本県健康福祉部健康局健康づくり推進課とする。
(3) 出題した問題については、合格発表と併せて熊本県ホームページに掲載する。この場合において、掲載期間は、1年間（平成26年9月19日（金）から平成27年9月18日（金）まで）とする。

熊本県公告第226号

特定調達契約につき、契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により、次のとおり公告する。
平成26年4月18日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 契約に係る特定役務の名称及び数量
住民基本台帳ネットワークシステムに係る都道府県ネットワークの監視及び保守業務

委託 一式

- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県総務部市町村・税務局市町村行政課
郵便番号862-8570 熊本県熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 契約の相手方を決定した日
平成26年3月18日
- 4 契約の相手方の氏名及び住所
財団法人地方自治情報センター
東京都千代田区一番町25
- 5 契約に係る契約金額
51,745,716円（うち消費税及び地方消費税の額3,833,016円）
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号の規定による。

登載依頼

特定調達（WTO）案件の落札結果の公告

熊運免公告第301号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年4月18日

熊本県警察本部長 田中 勝也

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成26・27年度 熊本県運転免許センター庁舎清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県警察本部交通部運転免許課庶務係
郵便番号 869-1107 熊本県菊池郡菊陽町辛川2655
- 3 落札者を決定した日
平成26年3月11日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本市月出一丁目7番13号 大森産業株式会社
- 5 落札金額
50,868,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年1月24日

特定調達（WTO）案件の落札結果の公告

熊東会第29号

特定調達契約につき一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。
平成26年4月18日

熊本東警察署長 福田 泰三

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
平成26・27年度 熊本東警察署庁舎等清掃業務委託
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本東警察署会計課会計係

郵便番号 862-8510 熊本市東区東町三丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日
平成26年3月6日
- 4 落札者の氏名及び住所
熊本市東区月出一丁目7番13号 大森産業株式会社
- 5 落札金額
12,744,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
総合評価一般競争入札
- 7 特例政令第6条に規定する公告を行った日
平成26年1月17日

熊警公告第579号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成26年4月18日

熊本県警察本部長 田 中 勝 也

1 競争入札に付する事項

- (1) 契約名
自動車任意保険契約
- (2) 契約内容
熊本県警察車両1203台に対する自動車任意保険契約
入札説明書及び自動車任意保険仕様書のとおり
- (3) 契約期間
平成26年5月31日から平成27年5月31日まで
- (4) 入札方法
ア 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和39年熊本県告示第420号）の規程を準用する。
イ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札参加資格

- この競争入札に参加することができる者は次の各号に該当する者とする。
- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者
 - (2) 保険業について内閣総理大臣の免許を受けている者又は自動車共済事業を行う者で監督行政庁の事業認可を受けている者
 - (3) 平成26年4月1日現在において、同種の営業を引き続き2年以上営んでいる者
 - (4) 熊本県内に本店、支店、本社、支社又は営業所（代理店を除く。）を2店舗以上有し、かつ、1店舗以上を熊本市内に、1店舗以上を熊本市以外に有する者
 - (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更正手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更正計画認可の決定を受けていること。
 - (6) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所からの再生計画認可の決定を受けていること。
 - (7) 県税を完納している者
 - (8) 熊本県暴力団排除条例（平成22年熊本県条例第52号）第2条第2号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団密接関係者に該当しない者

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法等
本競争入札に参加を希望する者は、「一般競争入札参加資格審査申請書」に次の書類を添付し、平成26年4月18日（金）から平成26年5月2日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前9時から午後5時までに4の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
ア 定款
イ 商業登記簿謄本
ウ 営業経歴書
エ 印鑑証明書
オ 最近1年間の県税に係る納税証明書
カ 誓約書
キ 役員等一覧
- (2) 申請書の交付、提出場所及び申請に関する問い合わせ先
4に記載のとおり
- (3) 入札参加資格審査結果の通知

- 入札参加資格審査の結果は、「資格審査結果通知書」により通知する。
- 4 契約条項を示す場所等
熊本県警察本部警務部警務課装備係（熊本県警察本部庁舎3階）
郵便番号 862-8610 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
電話番号 096-381-0110 内線2314
- 5 入札手続等
- (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
ア 交付期間
入札参加資格審査結果を通知した日から平成26年5月12日(月)までの日(県の休日を除く。)の午前9時から午後5時までとする。
イ 交付場所
4に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成26年5月13日(火)午前10時00分から
イ 場所
熊本県警察本部庁舎5階 501会議室
- (4) 入札書の提出方法
5の(3)イ記載の入札場所に持参するものとする。ただし、郵送により提出を行うときは、平成26年5月12日(月)午後5時(必着)までに4に掲げる場所へ書留郵便で送付する。当該送付においては、封筒は二重封筒で表封筒に「入札書在封筒」及び「親展」と、中封筒の表に「契約名称」及び「開札日時」を朱書きし、中封筒の中に入札書を入れること。再入札を想定する場合には、別の中封筒の表に「再入札書」、「契約名称」を朱書きし、別の中封筒の中に入札書を入れること。
- (5) 開札の方法及び日時等
入札に参加した者又はその代理人の立ち会い(郵送により入札書を提出した場合などこれらに立ち会えない場合は、当該入札の執行事務に関係のない県の職員)のもとに(3)アの日時に(3)イの場所で開札を行う。
- (6) 再入札の日時等について
再入札の日時は、平成26年5月13日(火)午前11時00分とする。
なお、当該日時までに再入札書を提出しなかったときは、再入札を辞退したものとみなす。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続き等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
免除する。
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 記名押印を欠く入札
エ 金額を訂正した入札
オ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
カ 明らかに連合によると認められる入札
キ 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者の入札
ク 2以上の意思表示をした入札
ケ 民法(明治29年法律第89号)第95条の錯誤による入札であると入札執行者が認めたる入札
コ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
- (5) 最低制限価格
設定しない。
- (6) 契約の締結
契約書作成の要否
否
契約の合意内容を証するものとして保険証券を徴するものとする。
なお、熊本県警察により作成する特約書を別途締結する。
- (7) 契約保証金
契約をしようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、熊本県会計規則第77条第1項の規定により契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- ア 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 過去2年の間に国又は地方公共団体と、この契約に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書面を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められる場合に限る。）。
- ウ 契約保証金は、契約の相手方が契約上の義務を履行したときに還付するものとする。

(8) その他詳細は入札説明書による。

正 誤

平成26年3月31日熊本県訓令第18号（熊本県消防関係職員の服制、服装及び被服類の貸与に関する規程の一部を改正する訓令）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
1	9	訓令を次のように	訓令を 次のように

平成25年10月11日熊本県告示第919号（道路の区域変更）中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
7	4 4	3 3 2 5 番 2 8 地先	8 1 8 番 2 8 地先
7	4 6	3 3 2 5 番 2 8 地先	8 1 8 番 2 8 地先